

第三十回国会 衆議院 内閣委員

會議錄 第二十五号

昭和三十四年三月二十七日(金曜日)

午後七時十九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君
理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君
理事高橋 禎一君 理事平井 義一君
理事前田 正男君 理事受田 新吉君
理事木原津與志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義昭君 始関 伊平君

田中 龍夫君 竹下 登君

谷川 和穂君 高橋 等君

富田 健治君 橋本 正之君

船田 中君 保科善四郎君

保岡 武久君 西ヶ久保重光君

石橋 政嗣君 石山 權作君

柏 正男君 中原 健次君

出席國務大臣

厚生大臣 坂田 道太君

國務大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員

防衛政務次官 辻 寛一君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長心得)

防衛庁参事官 山本 幸雄君

(人事局長)

防衛庁参事官 石橋 卯吉君

(衛生局長)

防衛庁参事官 山下 武利君

(經理局長)

防衛庁参事官 小山 雄二君

(裝備局長)

厚生政務次官 池田 清志君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 小山進次郎君

(大臣官房審議)

防衛庁技術官 青山秀三郎君

(防衛庁技術官)

防衛庁技術官 安倍 三郎君

専門員

三月二十六日

委員綱島正興君及び舊ヶ久保重光君

辭任につき、その補欠として田中龍

夫君及び栗林三郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員栗林三郎君辭任につき、その補

欠として舊ヶ久保重光君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員綱島三君、田村元君、町村金

五君及び柳田秀一君辭任につき、そ

の補欠として竹下登君、谷川和穂

君、保岡武久君及び大西正道君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹下登君、谷川和穂君及び保岡

武久君辭任につき、その補欠として綱

島三君、田村元君及び町村金五君

が議長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

国家公務員に対する除雪作業手当の

支給に関する法律案(千葉信君外六

名提出、参法第一〇号(予)

同月二十六日

農林省定員外職員の定員化に関する

請願(逢澤寛君紹介)(第二八〇八号)

同(飯塚定輔君紹介)(第二八〇九号)

同(川崎末五郎君紹介)(第二八一〇

号)

同(小枝一雄君紹介)(第二八一一号)

同(小島徹三君紹介)(第二八一二号)

同(小平久雄君紹介)(第二八一三号)

同(重政誠之君紹介)(第二八一四号)

同(砂原格君紹介)(第二八一五号)

同(高瀬傳君紹介)(第二八一六号)

同(中村三之丞君紹介)(第二八一七

号)

同(灘尾弘吉君紹介)(第二八一八号)

同(保利茂君紹介)(第二八一九号)

同(高橋清一郎君紹介)(第二二二〇

号)

同(高橋清一郎君紹介)(第二二二〇

号)

同(志賀健次郎君紹介)(第二二六一

号)

同(内藤隆君紹介)(第二二六二二号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第二二六三

号)

同(栗山博君紹介)(第二二六四号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第二二九四〇号)

同(赤松勇君紹介)(第二二九四一号)

同(石川次夫君紹介)(第二二九四二号)

同(石田有全君紹介)(第二二九四三三

同(石村英雄君紹介)(第二二九四四号)

同(石山權作君紹介)(第二二九四五号)

同(猪俣浩三君紹介)(第二二九四六号)

同(板川正吾君紹介)(第二二九四七号)

同(受田新吉君紹介)(第二二九四八号)

同(太田一夫君紹介)(第二二九四九号)

同(岡本隆一君紹介)(第二二九五〇号)

同(加賀田進君紹介)(第二二九五一号)

同(河上丈太郎君紹介)(第二二九五二

号)

同(久保三郎君紹介)(第二二九五三三

同(栗林三郎君紹介)(第二二九五四号)

同(小松信太郎君紹介)(第二二九五五

号)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第二二九五六

号)

同(鈴木善幸君紹介)(第二二九五七七

号)

同(鈴木一君紹介)(第二二九五八号)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第二二五九

号)

同(高田富之君紹介)(第二二九六〇号)

同(田村元君紹介)(第二二九六一号)

同(田中武夫君紹介)(第二二九六二二

同(田中武夫君紹介)(第二二九六三三

同(田中武夫君紹介)(第二二九六四四

同(戸叶里子君紹介)(第二二九六五五

同(成田知巳君紹介)(第二二九六六六

同(野口忠夫君紹介)(第二二九六七七

同(芳賀實君紹介)(第二二九六八八

同(帆足計君紹介)(第二二九六九九

同(門司亮君紹介)(第二二九七〇〇

同(本島百合子君紹介)(第二二九七〇

同(森島守人君紹介)(第二二九七一

同(山中吾郎君紹介)(第二二九七二二

同(木村俊夫君紹介)(第二二九七三三

同(瀬戸山三男君紹介)(第二二九七三

同(三池信君紹介)(第三〇三六号)

同(山手満男君紹介)(第三〇三七号)

同(山本猛夫君紹介)(第三〇三八号)

同(大坪保雄君紹介)(第三〇六一号)

同(竹下登君紹介)(第三〇六二二二

同(田中龍夫君紹介)(第三〇六三三三

同(田中龍夫君紹介)(第三〇六三三三

召集旧軍人関係恩給の加算制復元に

関する請願(江崎真澄君紹介)(第二

八二二二二二)

同(藏内修治君紹介)(第二八二二三

同(中村寅太郎君紹介)(第二八二三

同(外二件)増田甲子七君紹介(第二

八二四四)

同(木倉和一郎君紹介)(第二八二五

同(小川平二君紹介)(第二八六七七

同(外八件)久野忠治君紹介(第二八

六八八)

同(櫻内義雄君紹介)(第二八六九九

同(外二件)辻寛一君紹介(第二八七

〇〇)

同(青木正君紹介)(第二九〇二二二

同(柳田秀一君紹介)(第二九〇三三

同(外三件)犬養健君紹介(第三〇二

七号)

同(江崎真澄君紹介)(第三〇二八二

同(外六件)丹羽兵助君紹介(第三〇

二九号)

同(江崎真澄君紹介)(第三〇五七七

同(竹下登君紹介)(第三〇五八八

文官恩給調整に関する請願(増田甲

子七君紹介)(第二八二六六号)

同(田中幾三郎君紹介)(第二九〇〇

ります。

核武装についての御質問が第二にございまして、私どもの方におきましては、こういう問題につきましては直接何も関連いたしてありません。ただ放射線の影響を受けます問題がわれわれの関連にございまして、それにつきましては研究を進めております。それから毒ガス、同位元素等につきましても詳細申し上げたいと思っております。これはわれわれの方の關係においてはまだ緒に着いた程度でありますので、具体的に申し上げるところまで進んでおりませんが、同位元素等もこれを使いますためにはある特殊な施設を必要といたしますので、その施設の完備を待つておるのでございます。

また民間との共同研究の關係でございまして、これは私どもの方ではできるだけ庁内で研究を進めたいと思っておりますが、国のいろいろな研究機関、また關係会社の機関その他に、問題によりまして、御協力を願っております。が多々ございまして、またそれらはただいま申し上げました装備品に關係する問題に限っておりますのでございまして、なお詳細の点については時間がございすれば申し上げたいと思っております。

○石山委員 項目について全く目的な答えしかいたさないで内容が全然わからない。(頭がいいからわかるだろう)と呼び、その他発言する者あり)

○内海委員長 静粛に願います。

○石山委員 だからこの問題はまた後日機会を見て私の方でもあなたの方に参りまして、いろいろ疑問な点はお尋ねしたい。ことに研究部門については深

い関心を持っておるといふことは、悪く使えば大へんな毒ガス製造所の元祖にもなるわけだが、また有効に使えば民間の産業に寄与する面も出てくるのだ、新しい分野の開拓も可能なのだ、資金が豊富だから。大へんわれわれは興味を持っておるといふことだ。

それからもう一つ、大臣にお聞きします。これは私の方の委員からも質問が出たのですが、安保条約が改定になるといふことを想定しながら、やはり日米の防衛に対する専門委員会という問題です。これは過日あなたと藤山外相との間で安保条約がどう結ばれようとも日米の協力關係、特に軍事協力關係が緊密化されるだろうと言われているのです。それをあなたは了解したと言っております。その軍事的な協力化が、私たちが考えるには、これが共同防衛から共同援護になるだろう、共同援護法に変わっていくだろう。かかる場合においては、自衛隊よりもやはり憲法にうたわれておる問題以外にわれわれ日本というものが軍事基地化されて、いわゆる兵站部の役目も持つのではないか。要求されればいろいろのものを提供する。いろいろなものの中には兵員もあるといふことです。武器の供与、食糧はもちろんだと思つて、それが、それと同時にもう一つ懸念されることは、共同防衛の名のもとで自衛隊が使われるだろう。これは指揮命令系統は区別があるといふふうにおっしゃっておりますが、要請があれば出動せざるを得ないような立場に追い込まれるのではないか、こういうふうな心配があるわけなんです。あなたその点に対してどういふふうに御説明していただけるか。

○伊能國務大臣 日米安保条約の問題につきましましては、目下外務大臣が中心に政府においていろいろと研究を遂げられており、その内容についてはすでにしては本委員会もしくは国会において論議をせられておる通りでございます。私どもとしては今回の安保条約の基礎が双方の自主性に立って、対等の關係において、かつまたアメリカが日本を防衛する義務を負うという意味においては、私どもとして今回の安保条約が進歩である、かように考えておりますので、それらの各般の具体的な内容について、御指摘のような点については常に協議に待つといふこと、行政協定二十四条を本条約のうちへ入れたいという政府の希望等によりまして、御心配のないようにいたしたい、かように考えておる次第であります。

○石山委員 これはだめ押しをするような形ですが、事前の協議という言葉で逃げになるようですが、うまく協議が成果を上げるとき、協議が物別れになるといふことが予想されることなんだ。協議が物別れになったときは、一方の押しつけられてもやむを得ないといふのが、今までのいわゆる安保条約の内容です。行政協定の内容です。やはりそうなるわけですか。今度の共同防衛、専門委員会なるもの、そういう内容を含んだいわゆる事前の協議でございましてか。

○伊能國務大臣 御心配のような点のないように協議をいたしたい、かようなことでございまして。

○内海委員長 柏正男君。

○柏委員 本日は与党の皆さんの方で大へんにお急ぎのようでありますが、

私はしかしながらこの機会に二つの点について防衛庁長官にお聞きしたいと思ひます。

第一の点はただいま石山委員からもお話がございましたが、日本の誘導弾研究に對しての態度、これがいろいろ多くの問題を含んでいる。直接侵略に對しての問題、また間接侵略に對してもこの問題が関連を持つ、そういう点につきまして、私はこの予算の中に出てきておる陸上自衛隊にロケット実験隊を設ける、これは一体どこにどういう規模でどんな形でこれを設けようとするものであるか、またこういう実験隊が将来においてどういう装備に変わっていくか、どういふようにこれを配備するものであるか、そういう点についてまず第一点としてお聞きしたい。

○伊能國務大臣 ロケット実験隊の配備の位置につきましては、まだせっかく研究中でございまして、場所を具体的にきめておるわけではございません。御指摘のように陸上幕僚監部の組織としてロケット実験隊を置く、かように考えておりました、現在のところでは人員もあまり多数ではございせんが、大抵班長以下九名程度で、その他隊員合せますと百四十数名といふことに相なりますが、できるだけ法案の御審議を得た際におきましては、これらの点についてできるだけ配備その他急速に決定をいたしたいと思ひます。

○柏委員 そのロケット実験隊といふものは、将来において日本の核兵器を持つ部隊の基本になるものだと思いますが、そういう部隊が将来自衛隊の通常兵器として核兵器を認めるといふことがくると予想されますが、どうでございましてか。

○伊能國務大臣 核兵器につきましては、御承知のように岸内閣としては絶対に持たないといふことをしばしば声明いたしておりますが、ロケットの研究につきましてはすでにスイスよりエリコンその他のものも輸入いたしておりますし、またわが国としてもいろいろな角度から研究をいたしておりますが、これらは将来のガイデッド・ミサイル等の關係から、われわれとしても十分研究を遂げなければならぬと考えております。これと核兵器の問題とは全然別個である、かように御了承いただきたいと思います。

○柏委員 次に内乱と間接侵略について防衛庁長官の意見を聞きたいのですが、今度の予算の中で間接侵略についての態勢を確立するといふことがうたつてございまして、どういふ形で間接侵略の態勢の確立ができるのでございましてか。また間接侵略の規模をどの程度に考えておられるのでございましてか。御所見を承わりたいと思ひます。

○加藤(陽)政府委員 間接侵略の態様につきましましてはいろいろございまして、ここで一がいにどういふふうなものと考えておるかといふことを申し上げることは困難でございまして。間接侵略の防衛態勢の強化といつたしましては、一つは三方面隊の新設といふことがございまして。通信隊の改編、それから警備訓練の強化といふふうなことがございまして。

○柏委員 自衛隊法の七十八条また八十一條といふのを見ますと、治安出動、要請出動といふような形で間接侵略に對する自衛隊の出動が規定されております。また八十九條によりまして、この自衛隊員は警察官職務執行法

を準用して、それによって活動ができる。これは昔の戒厳令の第九条に四敵する非常に重要な条項であると私は思います。しかしながら日本の現在の自衛隊法によりまして、治安出動に際しましては、総理大臣は何ものにも相談をする必要はない。防衛出動については国防会議に可否を問わなければならない。治安出動については総理大臣の勝手にできる。しかし旧帝国憲法におきましては戒厳令を施行する場合には枢密院の議を経なければならぬ、そういうように法律が規定してあります。そういう点を考えますと私は旧憲法時代よりもっと容易に、もっと簡単に戒厳令がしけるような現在の状態のもとで、総理大臣が独裁的な権限として勝手なときに勝手な治安出動を命ずることができないのではないかと、そういうことについてはあなた方は自衛隊法の八十九条というふうなものについていかがお考えでございませうか。

○加藤(陽)政府委員 今御質問になりました点につきましては、私も戒厳令の態勢によらずして、従前の衛戍地勤務令その他の態勢を参考として権限等をきめておるのでありまして、人権の制限等に関する規定はございませう。それからむしろその考え方といったしましては、従前の知事の師団長に対する出兵請求というものに相当する考え方、治安出動に関する規定が整備してございませう。

○内海委員長 柏君、簡潔に願います。

○柏委員 しかしながら自衛隊法の九十条には、武器の使用に対する規定がございませう。どんな場合におきまして、普通の警察官が治安の維持に当る場合と、兵器を持った兵隊が、自衛隊員が治安の維持に当る場合とは、私は基本的な人権に対する脅威の程度が違うだろうと思ひます。こういうように重大なる基本的人権に対する脅威を与えようとする条項は、憲法の条項に違反するのではないかと、私はそう考えますが、防衛庁長官はどう思われますか。

○伊能國務大臣 御指摘の自衛隊法第九十条でございませうが、この場合におきまして明確な制限を付してございまして、これを排除するに他に方法がないというふうな場合、その他きわめて制限的なことを、暴行を受けた、あるいは脅迫をしようとする明白な場合、危険があるというふうなきわめて制限的な条項の場合にのみ武器を持ち得るという条項になっておりますので、憲法上支障はないことと私は確信いたします。

○内海委員長 柏君、簡単に。

○柏委員 今のお答えではございませうが、しかし警察官が従来の権限を持っており、その上に治安出動で自衛隊が出動した場合、一体いづれが警察権の行使について優先的な権利を持ち、権限を持つものでございませうか。

○伊能國務大臣 警察官と自衛隊の出動につきましては、その事態に応じまして、あらかじめ警察庁との協議ができておりまして、まず警察官においてこれを処理していただき、事態がどうしても警察官をもってしては処理できないような大きな騒擾等においては、自衛隊がこれにかゝる。その場合におきまして自衛隊は、まず重要な各部の擁護に当るといふようなことで、騒擾等が現実には起った場合以外には、

極力直接大衆と接触しないという厳密な話し合いをしております。御心配のないような協議を遂げておる次第であります。

○内海委員長 きわめて簡単に願います。

○柏委員 最後に一つ。この前までの防衛庁長官の話の中には、オネスト・ジョンくらいは憲法上の解釈から見たらば通常兵器と見てもいいというふうなお考えを述べておられます。しかしそういうお考えは、今は憲法上の問題でございませうが、将来においてもオネスト・ジョン程度のものが通常兵器に繰り入れられるような時代が来ましたならば、これが治安出動の際に通常兵器として使用される、そういうふうなこととさえないとも言えないとすれば、私はオネスト・ジョンの問題については非常に深い関心を抱きます。そういう意味において、今後の自衛隊のそういう考え方の中には深い関心を持っていただきたいと思います。

以上をもつて質問を終ります。

○伊能國務大臣 お言葉の点は、十分戒心したいと存じます。

○内海委員長 石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 最後に二、三点ばかり確認をしておきたいと思ひます。明確な御答弁がいただけましたら、あらためて定員法の審議の際に御出席を願わないこといたします。

その一つは、防衛庁の外局の調達庁の職員が、来年度もまた三百二十名整理されるわけですか。そのうち二百余名については、防衛本庁の方に引き取られる、このような説明が政府側でなされておるようですが、引き取る側の防衛庁として、その点責任をもつて

対処していただけるものか。あわせて、その際には現在の等級等についても十分考慮されるものであるか、この点まず第一に御質問をいたしたいと思ひます。

○伊能國務大臣 ただいまの点は、責任をもつてお言葉の通り処理をいたしたいと思ひます。

○石橋(政)委員 もう一つ。ここ数年

来毎年のように調達庁の職員は整理をされまして、非常に不安動揺激しいものがあるわけなんです。この点国会におきまして、衆参両院において、何とか根本的な対策を立てて、職員が安心して仕事のできるようにすべきじゃないかというのを再三質問いたしておるわけですが、そのたび、目下検討中であるとか、そういうふうな抽象的な答弁しか得られておらないのでございませうけれども、私はこの点についてできるだけ早い機会に成案を得べきじゃないかと考えております。今すぐここに成案を出せと言いましても無理かもしれませんが、現在の程度のことを考えておるのかというのを御説明願つておきますれば、近い将来再度あらためてその後の程度に進んだかということをお尋ねするようになりたいと思ひますので、一つ現状をお話し願ひたいと思ひます。

○伊能國務大臣 御指摘の点は、お言葉のようにしばしば本国会において御質疑がありまして、われわれとしても誠意をもつてこれが根本的解決に努力したい。一つ大きな障害と申しますか、現実の問題としては、御承知のように調達庁は現在外局で、一般職でございませう。防衛庁は特別職がほとんどであるという点において本質的な困

難があるわけではございまして、この点については、私もこの種の仕事について一般論として考えました際に、土地管理その他最も従来調達庁が練達な職員を持っておる関係上からいけば、大蔵省の国有財産管理の仕事、また当庁内におきましては地方建設部その他の関連の仕事、あるいは調達本部その他の関連の仕事、それと重要な関連の仕事もあると存じますが、これを一般職として一般公務員の中へいかに織り込むかというふうな問題につきましては、直ちに解決がしたい、かように考えまして、先般行政管理局長官ともこの問題について懇談をし、さらに大蔵大臣とも国有財産管理の観点から、最も重大な関連があるので、防衛庁においては、調達庁のまじめに働いておる人が働けば働くほど仕事量が少なくなるという現状について、この根本的な解決をはかるべく、できるだけ早い機会に当方として成案を得て御相談をするから、その際には行政管理局としてぜひこの問題と行政機構改革の一端としてお取り上げを願ひたいということ、目下研究中でございませう。

○内海委員長 ほかに質問はありますか。

○石山委員 御質疑がなければ、これにて防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案についての質疑は終了いたしました。

これより両案を一括して討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。石山權作君。

○石山委員 私は社会党を代表いたします。防衛庁設置法の一部改正、それと自衛隊法の一部を改正する二法案について反対をいたします。

自民党政府諸君が、今さらのごとく国家の自衛権云々を口にしてゐるありさまを見ますと、そこに何らの進歩がない。依然として人類創始時代のアダム、イブの裸体時代の本能論を展開しているにすぎない。しかもなぐられたらなぐり返す、じゃまものは殺さなければ安心できないという軍備論だから、現代人としては幼稚きわまるものです。われわれのごとく近代科学と文化を考へてゐるものから見れば、何ゆゑに自民党政府諸君はなぐつてくる相手に對して身をかわすことのできるという工夫をしないだらうか。なぐられる以前の仲よしクラブの結成などをなせ考へないだらうか。軍事的中立を國是として平和産業育成を經濟の支柱とすることをなせ考へないだらうか。軍事的中立地帯を設けるということも一考すべきであらう。ソ連、中共、北鮮、北ベトナムを含め、アジアの利害關係を持つ米英仏との話し合いと、またはアジアの集團安全保障などをなぜ考へないだらうか。しかるに政府は、人間本能の自衛權に事かゝりて、政府の統一見解を本委員會に出したが、その言葉にいづく、座して自滅を待つということは憲法の趣旨ではなからうなどという、殺されるときは防衛上どんな手段も許されるのだということでしょう。こんなことは国会論議以前のごとでございませう。憲法論や法律論ではございませう。國政を論議し、國家の將來を憂へる政治家の言葉ではないでしよう。どこに國民を指向する高さというものがあつてございませうか。國の政治に責任を持つものの言葉ではないです。むしろ皆さんは、核兵器の慘禍を説明し、核兵器を持たねば戦い

に敗北するなど脅迫してゐるではありませんか。よく防衛することはよく攻めることにありと昔からいわれてゐるが、これは戦争行為の基本として政府は大事にしてゐるの見えませう。自衛力は相対的なもので、四圍の情勢、環境に支配されると答弁をしておられますが、これは戦術情勢論でございませう。政治論であつて、憲法の解釈ではございませう。戦争はしないのだという大前提の中から生まれた憲法なのでございませうが、その中で許された日本の自衛權であるはずでございませう。日本人の自衛權は、敗戦により弱者の弱きから生まれたものではございませう。われわれの自衛權という、それに伴うところの自衛力は、戦争から學んだとうとい教訓として、日本國民の生活の安定と世界平和に貢獻するといふ念願でございませう。それを戦争準備の拡大解釈を行なつていこうとするところは、まことにおそろべきものがあると感じられるでございませう。政府の言う自衛力は相対的だといふ。これは世間でいうところの攻撃力といふもの、一方的な破壊力を持つものに通ずるということではございませうか。政府の自衛力は四圍の情勢に支配されるというが、世上にいわれている攻撃力は、四圍の情勢を抜きにする強力な戰鬥力を持つもののみを言うのでございませうか。だから政府の言う最小の自衛力といふものは、相対的と四圍の情勢によつて、それにプラス・アルファといふ恐怖觀念から、最小の自衛力といふものは最小の攻撃力と発展をし、最大の破壊力を持つ武器を有さなければ安心できないという道を探してゐるようでございませう。

このごとき政府は憲法を正當に解釈せずして、表面に對座をして論じてはおられません。小手先において、言葉のあやでござまかそうとしておられます。憲法と日米安保條約は異質なものであるから、憲法は犯されてゐないのだなどという。しかし安保條約、日米行政協定を見てもみまると、日本在住の米軍の姿を見てもみまると、憲法がいかに無視されてゐるかといふことは、これは異質などという一片の言葉では片づけられない問題だと私たちは思つております。憲法と安保條約は異質であるからなどといつて論弁を弄して、てんとして恥じない自民黨あるいは政府の諸君の言ひ分は、世上ではこれを三百代言と申しております。私たちはこういう連中は隣組では相手にしないのですが、國政の場合はかかるとまかしを許すことは、國民の權利、經濟にすぐ響き、また生命と財産にも影響する重大な問題でございませうから、三百代言などといつてただ侮蔑したのみではいけなないのであります。これは嚴重にある意味では規制をしなければならぬことだと私たちは考へてゐるのでございませう。

國民の税金は大切なのでございませうから、有効適切に使用しなければならぬのでございませう。今回は自衛隊をば一万二千人増加をいたしまして、予算も百五十九億八千万を増加をいたしました。しかしこれはジェット機を多く持つ國あるいは原子爆弾を持つ國、弾道弾を持つ國、誘導弾を持つ國から見れば、及びもつかないでございませう。ですから皆さんは言うでございませう、だからアメリカが大切なんだと。自己の微力を補うために大國の力を借りなければならぬといふ言ひわけをしてゐるのでございませう。そして米國の駐留軍をかなりにありがたがつてゐる顔つきでございませう。その大國は、思想の自由を看板にしながら、共產主義は人類の敵だと言つております。すると岸政府と自民黨は、オウム返しに反共主義のチャンピオンはおれたちだ、こういふふう言ひのであります。大國におもねる余りに、社會黨の中立政策も共產主義のためにする言葉であるなどよく言うのでございませうが、もちろんこれは、大國によく思われたため外交政策や防衛増強をやるのですから、國民の平和の願望と貧弱な國民生活から見た無理押しを通そうとするのですから、その責任感、自責感から来るところの過勞で目の色が變つてゐるから、社會黨をたまきわ赤く見えるのだらうと思つて、われわれは國民生活の向上のために一生懸命はせ回つて忙しのですから、そうかもしらぬといふふうにいわれれば氣にならなかつたが、自民黨政府は大國におもねる余りに、大衆行動や個人の權利や生活を圧迫するところの警備法などを出したが、やつとも苦勞してゐるのだからあやまちを犯すなどといつて、同情づけで済ませられないことではございませう。

防衛計画と國防費の急増、これは國內的に岸保守政権への反對となりませう。外交的には反共政策をわが國へ持ち込む大國を頼みにしてゐるのでございませうから、この大國の米國等に対して反對行動を國民が起すのは当然でございませう。これを押えるのが警備法なのでございませうから、警備法を失敗した岸政権に對しては、米國上層部では信用が落ちたといふが、さもあらなうといふところではございませう。まことに日本民族のいい恥さらしをしたものでございませう。しかも与黨議員が自衛隊を國民の大衆運動に關与さすことが誘導尋問を長官にしていることは、まことにおそろべき謀略が含まれてゐると思ひます。自衛隊が保守黨權力の代行機關になることは誠に戒めなければならぬと思ひます。國民の意思と國民生活を無視した防衛論はあり得ない。政府与黨は國防関連産業による經濟の繁榮を夢みてゐますが、これは時代錯誤もはなはだしきことであります。これからは、輸出のできないような産業に過大な投資をすることは、日本經濟が國民生活に寄与するところか、いたづらに國民生活を犠牲にするでございませう。

ここで私は戰機機の問題等を、あるいは天川事件などを論ずる時間のないのは残念でございませうが、防衛庁のような大機構を持ち、日本の國の中では一番の大きな予算を持つ防衛庁が、本職の研究者がいらないのかどうか知りませんが、一野人の研究家に機種の問題が牛耳られてゐるということ、しかもここに汚職の問題があつて引きまして、森脇氏という人に大言壮語されておる。おれが一言すればそれらの關係の役人が三十人も首を切られるなどと放言をされながら、何らそれに対して明確な答弁のできないような防衛庁の内容は、私はある意味では一新しなければならぬ、こゝういふふうでございませう。それが拭拭されまして、新しい意味の日本の防衛といふものを考へる時期がくるのではないかと

と思います。日本の国防と防衛隊の増強は、私は日本の資本主義と保守政權の罪惡と二つ並べられることのないようにしたいものだと考えております。

その冷酷な日常が日本国のためだという、そのことのために身を打ち込んで一兵卒に、国民の敵となるような立場を与えないようにしたいものでございます。戦場へ行かねば税金をむだ使っているのだ、だから戦争をというふうな考えを持たせるような教育はしてはいけないのではないか、こういうふうに思います。その点、今回の予算増額、人員の増加、統幕の強化、それらに対して、いずれの点から見ましても、日本の国民生活の安定と世界平和のために寄与するという面が少しも出ていないのでございます。残念でございますが、極言すれば、税金を浪費をいたしましたして、国民の負担にこたえないというのがこの防衛二法案でございますから、私たちとしては断固として反対せざるを得ないという立場をば表明して、討論を終る次第でございます。

○内海委員長 平井義一君。

○平井委員 私は自由民主党を代表して、防衛二法案について賛成の意を表明するものであります。

最近の国際情勢は、依然として力のバランスによって平和が維持されておるといふことは、社会党の諸君も御承知の通りであります。永世中立国といわれるスイスを初め、独立国はいずれも自衛軍を持っておる。そうして祖国の防衛、民族を擁護しておるといふことは、社会党の諸君は百も御承知と思ふのである。国防という根本的な大問題について、国際社会の現実を無視して、いたずらに抽象的な観念論に走っ

て、理想の夢を抱くということであつては、国家の存立と民族の生命を危うくし、国家百年の大計を誤るものであるといわなければなりません。

この二法案は、御承知の通り、来年度において防空態勢の強化のため航路自衛隊を充実し、また対潜防衛を中心とする海上作戦の基盤を確立するため海上自衛隊を増強し、もつて国土の防衛に備えるとともに、世界の平和に寄与せんとするものであります。これは明らかに国民の期待に沿うということをおわれれば信じつつ、ここに賛意を表明する次第でございます。

○内海委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより両案を一括して採決いたします。防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よつて両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時五分散会

〔参照〕
防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九四号）に関する報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕